

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新座和光線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
新座市大和田一丁目九四〇番一 三地先から同市野火止五丁目五 八番九地先まで		区 間
一〇・二一 一一・九九	八・五三 一〇・八八	敷地の幅員 (メートル)
二八〇・三六		延 長 (メートル)
		備 考